

国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、国民年金に加入することになっています。自営業等や学生は第1号被保険者となり個人での国民年金保険料負担が必要ですが、厚生年金へ加入する人（第2号被保険者）と第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）は、国民年金保険料の個人負担は発生しません。

20歳以上60歳未満の配偶者の健康保険扶養追加の手続き時には『第3号被保険者関係届』も必ずご提出下さい。配偶者が20歳未満の場合は、20歳になり年金手帳の交付を受けた時点で必ず手続きを行って頂きますようお願い致します。手続きが遅れた場合や漏れていた場合は、その期間、国民年金保険料の負担や申立手続き等が必要となりますので、手続きは速やかに行いましょう。

2020年4月1日から、第3号被保険者の要件に「日本国内に住所があること」が追加されました。海外特例要件（海外赴任する被保険者の同行者等）に該当の場合は、被扶養者として認定されます。海外へ居住または帰国する場合は、海外特例要件該当・非該当の届出が必要になります。カネカ健康保険組合までご連絡ください。

【手続き方法】

健康保険扶養追加手続き時に『第3号被保険者関係届』『マイナンバーの確認ができる書類（※）』を事業主経由でカネカ健康保険組合へ提出して下さい。

※第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面コピーまたはマイナンバーが確認できる書類（通知カード、個人番号の表示がある住民票）の写し

【その他】

次の場合は事業所の勤労（管理）担当部門にご連絡下さい

①手続きが漏れていた場合（申立書や住民票等、追加書類が必要）

②第3号被保険者への通知書が届かない場合

様式コード			
4	3	0	0

国民年金

第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

A欄に被保険者の情報、B欄に被扶養者となる配偶者の情報をご記入下さい。
ご記入後、マイナンバーの確認ができる書類とともに封筒に封入・封緘し、ご提出下さい。

【提出先】

株式会社カネカ在籍者 …カネカ健康保険組合（社内便可）

関係会社在籍者 …事業所健康保険事務担当部署

被保険者について
ご記入下さい

A.
配偶者欄
第2号被保険者

①	(フリガナ) カネカ ケンコウ	②	生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	5	9	0	1	2	1	③	性別 (性別) 1. 男性 2. 女性
氏名	鐘化 健康	④	個人番号 [基礎年金番号]	9	9	9	9	9	9	9	9	9
⑤	住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 530 - 8288 大阪 都道府県 大阪市北区中之島2-3-18										

マイナンバー（12桁）を記載してください。
マイナンバーが発行されていない場合は、ご連絡下さい。

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B.
第3号被保険者欄

①	この届書記載のとおり届出します。 令和 3 年 3 月 16 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) カネカ ホケン (氏名) 鐘化 保健	②	生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	5	9	0	1	2	1	③	性別 (性別) 1. 夫(未届) 2. 妻(未届) 3. 夫(未届) 4. 妻(未届)
氏名	鐘化 保健	④	個人番号 [基礎年金番号]	8	8	8	8	8	8	8	8	8
⑤	外国籍	⑥	外国人 通称名	(フリガナ)								
⑦	住所	⑧	電話番号	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 06 (6226) 5034								
⑨	第3号被保険者 になった日	7. 平成 9. 令和	0	4	0	4	0	1	⑩	理由	1. 配偶者の就職 2. 婚姻 3. 離職	
⑪	配偶者の 加入制度	31. 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合 30. 厚生年金保険・船員 32. 国家公務員共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団										

必ずチェックを入れてください

配偶者（健康保険の被扶養者）についてご記入下さい

以下、記入不要

右の⑮～⑰の欄は、

1. 海外特例

海外特例要件に

9. 令和

理由

1. 留学

2. 同行家族

4. 海外婚姻

5. その他()